ライフスタイルに合わせた多様な働き方創出事業業務委託仕様書(案)

この業務仕様書は、長野県(以下「県」という。)が行うライフスタイルに合わせた多様な働き方創出事業の業務を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

ライフスタイルに合わせた多様な働き方創出事業

2 目的

子育て中の女性、障がい者、高齢者、副業希望者等が働けるような短時間勤務の求人(ショートタイムワーク)等ライフスタイルに合わせた多様な働き方(以下「多様な働き方」という。)の創出を支援することにより、県内企業の多様な人材活用を促進し、未活用人材や副業人材など活用可能な人材をフル活用することで、人口減少による今後の更なる人手不足社会においても持続可能な企業を増やす。

3 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 委託契約書

別紙のとおり

5 業務内容

(1) 多様な働き方導入に向けた伴走型支援

県内企業の多様な働き方導入を促進するため、企業等多様な働き方導入に興味のある 企業に対して業務切り出し手法や労務管理の方法等多様な働き方導入に関する伴走型支援 援(以下「伴走型支援」という。)を以下の条件により行うこと。

- ア 伴走型支援を行う企業は、県内に本社、支社、事業所等のある企業とし、多様な働き方導入に前向きな企業を選定すること。
- イ 多くの業界、地域において業務切出し事例を作るため、伴走型支援を行う企業は多 様な業界、地域から選定すること。
- ウ 伴走型支援を実施する企業を選定する際は、業界団体等関連のある団体の意見を聞くなど連携して企業選定を行うこと。
- エ 10 社以上の企業に対して伴走型支援を実施すること。
- オ 企業から多様な働き方導入に向けた課題を聞き取り、課題を整理するとともに解決 策を提案することで1つずつ多様な働き方導入に向けて課題を解決していく等、支援 企業が確実に多様な働き方導入につなげることができるよう丁寧に伴走型支援を行 うこと。
- カ 多様な働き方導入後の求人募集手法や募集をする際の注意点等についても支援を実施し、求職者とのマッチングにつなげるよう取り組むこと。
- キ業務切出しに関するコンサルティング経験を持つなど、本事業を行うのに相当な実務経験及び知識を有する者による伴走型支援を実施すること。
- ク 伴走型支援終了後に支援企業に対してアンケートを実施する等支援の効果測定を行 うとともに、アンケート結果を次回以降の支援の参考とすることで支援手法の改善を 図ること。
- ケ 伴走型支援の結果をモデル事業として横展開出来るよう、可能な限り他の企業にも 参考になるような手法で伴走型支援を行うこと。

(2) Web サイト構築

受託者は、多様な働き方導入を進める上で必要となる情報や、業務切出しの事例等を紹介し、県内企業の多様な働き方導入の機運を高めるとともに、事例をモデル化することで県内企業に多様な働き方の手法について横展開することを図る WEB サイトを以下の条件により構築すること。

ア本件業務により作成する WEB サイトのデザイン・コンテンツは、企業や県民が親しみやすく、利用しやすい構成とする。

- イ イラスト、画像等のデザインを活用し、洗練され、かつ利用者が欲する情報をすぐに 見つけられるサイトデザインとする。
- ウ スマートフォンやタブレット向けにパソコン用ホームページの表示を最適化させる ものとする。
- エ サイトのコンテンツとしては以下の項目を含むものとする。
- (ア) タイトル
- (イ) サイトの説明文
- (ウ) 多様な働き方の概要説明
- (エ) 多様な働き方導入のメリット
- (オ) 多様な働き方導入事例の紹介(導入企業のインタビュー等)
- (カ) 多様な働き方導入に関するQ&A

(3) 広報業務

受託者は、本事業で実施する伴走型支援、多様な働き方を導入するメリット等を幅広く 周知し、セミナー参加企業の増加を図るとともに、県内企業の多様な働き方導入の機運を 高めるため、各種媒体を通じて広報を行うこと。(以下は一例であり全ての実施を求めるも のではありません)

ア チラシ・ポスターの制作

- イ Web 広告 (SNS 広告、リスティング広告、ディスプレイ広告等)
- ウ テレビ広告
- エ その他県内企業への広報に効果的であると思われる媒体

(4) 他事業との連携

子育てや障がい等により就職に困難を抱える求職者の就労のサポートを行う「地域就労支援センター事業」や離職した女性に IT 職業訓練を行う「女性デジタル人材育成事業」等の各事業と連携し、セミナー開催や求職者と企業のマッチング等を支援する。(以下は一例であり、実施内容は県、各事業の委託事業者等と協議のうえ決定すること。)

ア 地域就労支援センター等において、多様な働き方創出に資する企業向けセミナーを する際に、伴走支援の事例等の多様な働き方に関する情報提供を実施

イ 地域就労支援センターや「女性デジタル人材育成事業」を利用した求職者等に対し て切り出された求人情報を提供

6 県への報告

(1)事業実施計画書

業務委託契約締結時に、事業実施計画書及び実施体制表(様式任意)を県に提出すること。なお、事業実施計画書等に変更がある場合は、あらかじめその内容について変更後事業実施計画書等を添えて県に協議すること

(2)業務実施状況報告

受託者は次の事項について、業務実施報告書(様式任意)を毎月翌月の10日までに県に

提出すること。ただし、令和8年3月分の報告書は令和8年3月31日までに提出すること。

なお月報とは別に実施状況に関する報告を求める場合があるのでその都度報告すること。

- ア 伴走型支援の実施状況 (支援企業ごとの支援内容)
- イ 広報の実施状況 (媒体別、業界別)
- ウ 好事例、トラブル、次月実施施策及び改善策
- (3) 事業完了報告

受託者は、委託業務完了時に事業の成果を取りまとめた事業完了報告書(様式第1号)に事業実績報告書(様式任意)を添えて令和8年3月31日までに県に報告すること。

7 成果目標

伴走型支援により多様な働き方を導入した企業数 10 社以上

8 事業実施上の留意事項

- (1)受託者は、本事業の趣旨への理解や利用の促進を図るため、業界団体、経済団体等関係機関への周知を図るとともに、関係機関の理解と協力を得られるよう努めること。
- (2) 受託者は、月1回程度事業従事者全員のミーティングを行うなど、従事者のコミュニケーションを図るとともに、情報共有や課題を抽出し、事業が適切に実施できるよう配慮すること。
- (3)受託者は、本事業の各種業務の情報を事業に関わる者の間で共有し、多様な働き方導入に関する県内企業の課題やニーズに応じて連携を図ること。
- (4) 受託者は、各種業務を実施した際、参加者にアンケートを実施するなど、実施内容等 の評価を行うこと。
- (5) 受託者は、本事業が県の委託事業である旨自社ホームページへ掲載するなど、広く理解と周知を図るよう努めること。
- (6) 個人情報の保護(取得・保護・管理)については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (7) 事業の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならないこと。
- (8) 本事業の実施に要した費用について、支出内容を証する関係書類を整備し、会計帳簿 とともに業務委託の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供す ることができるよう保管すること。
- (9) Web 広告を実施する際には、広告価値を毀損する「ブランドセーフティ」、「アドフラウド」、「ビューアビリティ」等についての対策を講じるよう努めること。

また、広告価値を毀損する不適切なサイト等への広告掲載が確認された場合は、直ちに県に報告するとともに、県の対応指示に従うこと。

9 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関して疑義が生じたときは、その都度協議するものする。

ライフスタイルに合わせた多様な働き方創出事業業務完了報告書

令和 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

令和7年 月 日付けの委託契約により実施した標記事業業務が完了したので、委託契約書第7条第1項の規定により関係書類を添えて報告します。

(添付書類)

事業実績報告書 (様式任意)